

消費税の取扱い及び消費税抜推計値

1. 本調査の消費税の取扱いについて

企業会計における消費税の経理処理方法には、税抜及び税込があり、経済産業省企業活動基本調査においては、2022年調査より「原則、消費税込（会計処理上税込で回答することが困難な場合は税抜）での回答」から「調査回答企業の経理処理に基づいた回答」に変更している。なお、集計値は税抜と税込が混在した結果となっている。

2. 税抜推計値及び税抜比率について

2022年調査速報の調査結果に基づく売上高の消費税抜推計値は以下のとおり。

単位：百万円、%

	集計値 (a)	税抜推計値 (b)	税抜比率 (b)/(a)
総合計	740,059,178	737,037,335	99.6
合計	702,535,799	699,758,125	99.6
鉱業、採石業、砂利採取業	493,769	493,516	99.9
製造業	290,667,025	289,578,543	99.6
電気・ガス業	27,457,138	27,441,705	99.9
情報通信業	34,816,649	34,681,811	99.6
卸売業	212,546,555	211,668,493	99.6
小売業	88,385,098	88,014,074	99.6
クレジットカード業、割賦金融業	3,274,020	3,274,020	100.0
物品賃貸業	10,698,299	10,587,491	99.0
学術研究、専門・技術サービス業	11,889,187	11,873,862	99.9
飲食サービス業	4,568,737	4,547,935	99.5
生活関連サービス業、娯楽業	3,102,348	3,078,647	99.2
個人教授所	92,785	92,430	99.6
サービス業（*）	14,544,189	14,425,598	99.2
その他産業	37,523,379	37,279,210	99.3

（注1）太枠内は、経済産業省企業活動基本調査の対象産業に格付けされた企業の値である。

（注2）サービス業（*）は、廃棄物処理業、機械等修理業、職業紹介業、労働者派遣業、ディスプレイ業、テレマーケティング業、その他の事業サービス業の計である。

（注3）集計値（a）は、税抜と税込の混在値である。

（注4）税抜推計値（b）は、企業における取引を全て課税対象取引とみなし、消費税率を一律10%として算出している。ただし、「クレジットカード業、割賦金融業」、「その他の産業」のうち「不動産取引業」、「金融・保険業」及び「医療・福祉業」については、主たる取引に合わせて非課税扱いとしている。